

経済財政運営と改革の基本方針 2019（骨太方針）

（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

農林水産関係抜粋

【農林水産関係主要パート】

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

（2）地域産業の活性化

② 農林水産産業の活性化

農林水産産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承し、食料安全保障の確立を図る。

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく⁶¹。「農業新技術の現場実装推進プログラム」に基づき、制度的課題への対応も含めた技術実装の推進によるスマート農業の実現等により競争力強化を更に加速させる。農地中間管理機構中心の集積体制を確立しつつ、人・農地プランの実質化等により、農地の集積・集約化を推進する。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進める。中山間地域の収益力を強化する。農協改革を着実に実施するとともに、農業経営体が自らの判断で作物を選択できるよう米政策改革の定着も進める。土づくりに役立つ肥料生産等が進むよう、肥料に関する法制度の見直しを早期に行う。国際水準の有機農業を推進する。

林業・木材産業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積・集約化、国有林の樹木採取権制度による地域の林業経営の育成、路網整備や高性能林業機械の導入等を推進する。セルロースナノファイバーの研究開発、高精度な資源情報を活用した森林管理、自動化機械の開発、ICTによる木材の生産管理などスマート林業等の林業イノベーションを推進する。CLT⁶²を含めた木材の中高層建築物や非住宅等への利用拡大、生産流通構造改革を進め、効率的なサプライチェーンを構築する⁶³。

水産資源の適切な管理と水産産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革⁶⁴を着実に実施する。新たな資源管理システムの実施に向け、資源調査を拡充し、資源管理目標の導入に伴う減船・休漁等の円滑な実施を推進する。資源評価機関の独立性を確保し、最新の科学的知見に基づいた資源管理政策を推進する。養殖等について新規参入者の参入を不

⁶¹ 「農林水産産業・地域の活力創造プラン」（平成 30 年 11 月 27 日農林水産産業・地域の活力創造本部改訂）、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）、「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産産業・地域の活力創造本部決定）に基づく。

⁶² Cross Laminated Timber の略称：直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。

⁶³ 「農林水産産業・地域の活力創造プラン」（平成 30 年 11 月 27 日農林水産産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく。

⁶⁴ 「農林水産産業・地域の活力創造プラン」（平成 30 年 11 月 27 日農林水産産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく。

当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。漁業収入安定対策の機能強化を図る法制化、高性能漁船の導入等による収益性向上、養殖業振興のための総合戦略に基づく取組、漁村の活性化、国境監視機能等の発揮、人材確保・育成の強化等を推進する。「水産業データ連携基盤(仮称)」の構築・稼働、水産バリューチェーンの生産性改善などのスマート水産業を推進する。漁獲証明に係る法制度の整備を行う。漁業取締体制を増強する。

農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための「輸出促進本部(仮称)」を農林水産省に創設する。本部では、輸出先国との協議等を戦略的に進めるための基本的な方針を定めるとともに、工程表⁶⁵の進行管理を行う。また、輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める。事業者等が輸出の支援等を希望する場合の相談窓口を本部に一元化し、関係府省庁が支援や審査等を一体的に行う。国、地方自治体、民間事業者が連携するとともに、民間登録検査機関の仕組みを導入し、証明書発行の迅速化等に対応する体制を整備する。これらの内容を実現するための体制を整備し、新たな法制度について検討し早期に国会に提出する。これらの取組のほか、G F P(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の更なる推進や、生産者等への必要な情報の提供、グローバル産地の形成、最適な包材等の規格化・普及、マッチングできる環境の整備、J F O O D Oによる戦略的マーケティング、インバウンドの取組と連携したプロモーション、知的財産の戦略的活用等に取り組む⁶⁶。特に、米の輸出については、中国向けに追加された精米工場及びくん蒸施設も最大限活用し、効果的な輸出拡大を支援する。J A S、H A C C P、G A Pなど規格・認証の活用や国際規格化を推進する。効果的・効率的な輸出拠点整備を進める⁶⁷。さらに、国際収支ベースでの生産者等の稼ぎを拡大できるような取組を検討する。

優良品種の海外流出防止や植物新品種の育成促進のため、品種登録制度の充実に向け検討する。和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護を進めるため、法制上の措置も含め方策を検討する。

農山漁村における高齢者等のスキルを活用する取組等を支援するとともに、地域の課題に取り組む女性農業者の育成等を進める。農福連携を推進し、障害者等の就農・就労を促進する。有害鳥獣の対策を強化するとともに、安全・安心なジビエの利活用を進める。棚田の保全と棚田地域の振興を図るため総合的な支援策を講ずる。

⁶⁵ 令和元年6月4日農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議取りまとめ。

⁶⁶ 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産省・地域の活力創造本部取りまとめ)に基づく。

⁶⁷ 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定)に基づく。

【農林水産関係のその他パート】

第1章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

復興期間の総仕上げに向け、復興の進展に応じて生じる課題に的確に対応していく。被災者の心身のケアやコミュニティ形成支援などの「心の復興」に重点的に取り組むなど、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行う。岩手県及び宮城県において、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指す。交通・物流網の整備を着実に進め、水産加工業の販路開拓、企業の新規立地等への支援を通じて産業・生業の再生を進める。観光については、東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊とすることを目指した取組を進めるとともに、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

復興期間10年間の復興事業費を合計で32兆円程度と見込んで⁵いるが、引き続き、各年度の事業規模の適切な管理、効率的かつ適正な執行を通じ、この復興事業費により確実に復興を進める。

② 原子力災害からの福島の復興・再生

原子力災害被災地域の復興・再生に向けて、福島復興再生特別措置法等⁶に基づき、着実に取組を進める。

その大前提である廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向け、国も前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智^{えいち}を結集し、研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、必要な対応に安全かつ着実に取り組む。中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壌等の減容・再生利用に向けて、政府一体となって取り組む。

福島の復興・再生を加速させるため、教育、医療・介護、買い物などの生活環境の整備を一層推進し、住民の帰還や移住の促進を図る。浜通り地域等において、「福島イノベーション・コースト構想」の更なる具体化に関係府省庁が連携して取り組み、地域の自立的・持続的な産業発展を目指す。福島県で製造する再エネ水素を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に活用する。福島相双復興官民合同チームを通じた被災事業者等の事業・なりわい再建等への支援や、農林漁業者の経営再建への支援、農林水産物の生産から流通・販売に至るまでの風評の払拭の総合的な支援など、産業・生業の再生を進める。科学的根拠に基づかない風評被害やいじめなどいわれのない偏見・差

⁵ 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成27年6月30日閣議決定）。

⁶ 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）及び「福島復興再生基本方針」（平成29年6月30日閣議決定）。

別の問題に対して、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、放射線に関する正確な情報等を国内外に効果的に発信する。また、福島県以外においても、原子力災害に起因する課題に適切に対応する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、まずは特定復興再生拠点区域について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、除染やインフラ整備等を進める。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。

（２）近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速

平成 28 年熊本地震⁷の被災地では、インフラの復旧や地域産業の再建等が着実に進展しているが、仮設住宅等で暮らす被災者の早期の生活再建のため、住まいの確保等に取り組むとともに、まちづくりや道路、鉄道、熊本城の復旧を進めるなど、引き続き、被災者に寄り添ったきめ細かな支援等を実施する。

平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、北海道胆振東部地震など、昨年相次ぎ発生した災害については、住宅再建や孤立防止等のための見守り支援などの被災者の生活再建、河川、道路等の復旧工事、農林水産業や観光業などの地域産業の再建等に引き続き取り組む。今後も被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。

これら近年の自然災害を教訓とし、災害に強くてしなやかな国づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」⁸を実施し、防災・減災対策、国土強靱化の取組を加速させる。

⁷ 2016 年 4 月 14 日・16 日に発生した地震をはじめ、熊本県を中心とする一連の地震活動。

⁸ 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

(2) 地域産業の活性化

① 観光の活性化

訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人とする目標等⁴⁷を達成し、観光立国を実現するため、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行する⁴⁸。

まずは、外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境を整備するため、多言語対応、Wi-Fi、キャッシュレス対応等に早急に取り組む。MaaS⁴⁹の推進、宿泊施設の生産性向上や外国人人材の活用、宿泊施設等のバリアフリー化の促進とともに、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保⁵⁰を確実に実現する。

こうした整備と並行して、地域の新しい観光コンテンツの開発に取り組む。「日本博」⁵¹を全国で開催し国宝・重要文化財の展示・活用等を実施する。VR⁵²の活用やLiving Historyの取組⁵³等を推進する。国立公園の滞在環境の向上、自然体験コンテンツの充実、公的施設の更なる活用⁵⁴等を図る。農泊らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を行う。城泊・寺泊、グランピングなどの体験型宿泊コンテンツの開発やスノーリゾートの活性化、旅館・ホテルの再生とともに、健全な民泊サービスの普及・拡大を図る。クルーズ旅客等の満足度向上とともに、自転車利用環境の創出、観光列車・サイクルトレインの導入、ダムなどのインフラや医療をいかした観光等を推進する。

外国人観光客の誘致に関して、日本政府観光局と地域（地方自治体・観光地域づくり法人⁵⁵）の適切な役割分担と連携強化に向けて、地域の役割は着地整備が主であることを明確化し、その周知を図るとともに、日本政府観光局が各地域の情報・魅力を海外に一元的に発信することとし、そのための体制強化を図る。デジタルマーケティング技術⁵⁶を活用した各地域へのコンサルティングを強化するとともに、グローバルキャンペーンを欧米豪だけでなく東アジア等にも強化し、中東・中南米などの新市場の開拓を推進する。

⁴⁷ 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）による。このほか、訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円とする目標等も位置付けられている。

⁴⁸ 観光先進国を実現し、インバウンド需要を喚起するため、訪日リピーター数の増加や長期滞在化を図る。

⁴⁹ Mobility as a Serviceの略称：鉄道・バス等を一体的に検索・予約・決済できるシステム。

⁵⁰ 「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成30年9月28日観光戦略実行推進会議決定）に基づく。

⁵¹ 2020年を中心に日本全国で日本の美を発信する大型プロジェクト。

⁵² Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）の略称：コンピューターを用いた仮想現実。

⁵³ 文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発する取組。

⁵⁴ 皇居東御苑の開園時間の延長、新宿御苑の民間カフェの導入、三の丸尚蔵館の展示スペースの抜本拡大等。

⁵⁵ DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称。

⁵⁶ ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向を把握する技術。

ビザの戦略的緩和や免税店の拡大を図る。顔認証システムの導入やC I Q⁵⁷の計画的な体制整備等による出入国の迅速化、空港の機能強化⁵⁸、地方空港への直行便就航等を推進し、相互交流の拡大を図る。

持続可能な観光地づくりに向けた観光地の混雑対策等に取り組むとともに、広域周遊観光の推進、ナイトタイムの活性化等により、国内観光の一層の促進を図る。

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するI R⁵⁹の整備を推進するため、特定複合観光施設区域整備法⁶⁰に基づき、基本方針の策定等に着実に取り組む。カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講ずるため、カジノ管理委員会を設立し、世界最高水準のカジノ規制を実施する。ギャンブル等依存症対策を徹底的かつ包括的に実施する⁶¹。

③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化

欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要をより一層地方へ取り込むため、地元産品の輸出を通じた海外販路開拓と、訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要獲得の好循環を創出し、「海外から稼ぐ」地域の取組について、地域への対日直接投資の促進も踏まえ、関係府省庁が連携して推進していく。このため、訪日観光・農林水産品輸出・対日直接投資の3分野の一体的な推進⁶⁹に前向きかつ具体的に取り組む地方自治体等への支援を強化するとともに、優良な取組事例の横展開を図る。

具体的には、地方創生担当部局を中心とする関係省庁支援チームによる地方自治体等からの相談窓口を設置し、地方創生推進交付金、地域未来投資促進法⁷⁰に基づく税制措置・補助金、JETROや日本政府観光局による情報提供、リスクマネーの提供などの関連施策を総動員して伴走支援を行う。また、地方自治体等による地方創生の取組における外国人材の知見・ノウハウの活用について検討する。

地域への対日直接投資を、先導的な地方自治体への人的体制の強化、観光・農林水産品輸出等との連携強化といった重点支援や、誘致成功事例の周知等を通じて集中的に促進し、2020年までに対日直接投資残高35兆円の達成を目指す⁷¹。

4. グローバル経済社会との連携

(2) 経済連携の推進、TPP等の21世紀型ルールの国際標準化

自由貿易体制の維持が国際社会の最重要課題であるとの認識の下、自由貿易の旗手として、経済連携の更なる推進に加え、TPP11や日EU・EPAで設けられた自由で公

⁵⁷ 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) を包括した略称。

⁵⁸ 羽田空港約4万回・成田空港約4万回の首都圏空港の発着容量拡大、那覇空港第二滑走路新設等。

⁵⁹ Integrated Resortの略称：特定複合観光施設。

⁶⁰ 特定複合観光施設区域整備法 (平成30年法律第80号)。

⁶¹ 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」 (平成31年4月19日閣議決定) に基づく。

⁶⁹ 例えば、訪日中の多様な旅行体験と「食」を組み合わせ、新たな価値を創出して輸出に繋げる取組や、外国資本を活用し訪日客ニーズや視点を元にしたモノ・サービスの創出をインバウンドに繋げる取組等。

⁷⁰ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成19年法律第40号)。

⁷¹ 「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」 (平成31年4月16日対日直接投資推進会議決定) に基づく。

正な 21 世紀型ルールの国際標準化を進める。そのスタンダードとして今後の経済連携の礎となる T P P 11 について、新たな国・地域の加入により、保護主義に対抗する T P P 11 の新しいルールを世界に拡大していく。

公平な競争条件の確保に向け、市場歪曲的措置の是正や電子商取引などの新たな分野でのルール形成に取り組んでいく。W T O を中核としたルールに基づく多角的貿易体制が世界経済の成長と発展の基盤であることの再確認を様々な枠組みを使って各国に働きかけるとともに、W T O 改革を推進する。

米国とは、公正なルールに基づく、自由で、開かれた、インド太平洋地域における経済発展を実現するため、日米貿易交渉の早期の成果実現など、日米双方の利益となるように、貿易や投資を更に拡大させる。

E U とは、日 E U ・ E P A の実施等を通じ、更なる経済関係強化を推進する。英国については、E U 離脱に関する新政権の方針を見極めた上で、いわゆる「合意なき離脱」の回避及び予見可能性と法的安定性の確保等を通じた世界経済及び日系企業への影響の最小化を英・E U 双方に要請するとともに、情報提供など日系企業の支援に引き続き取り組むなど、必要な対応に万全を期す。E U 離脱後も、新たな経済的パートナーシップの構築等を通じて、更に強固な貿易・投資関係の構築を目指す。

T P P 11 や日 E U ・ E P A の発効を踏まえ、「総合的な T P P 等関連政策大綱」⁸⁴ に基づいて、きめ細やかな施策を実施する。

包括的で、市場アクセス及びルール分野のバランスが取れた、質の高い R C E P の年内妥結に向け、交渉をリードしていく。

投資関連協定について、2020 年までに 100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指して締結を推進し、企業の海外展開を促進する。自由で公正な経済圏の拡大による効果を享受できるようにするため、O D A も活用するとともに、中堅・中小企業の海外展開の総合的な支援として、海外展開先における現地人材の育成支援、開発・販路開拓における海外ニーズの活用などの支援等を実施する。

⁸⁴ 「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）。